

# 業務指示書 (小規模)

## ミャンマー外国投資促進計画策定調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2013年8月14日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課

馬渡 園子

Mawatari.Sonoko@jica.go.jp

質問に対する回答： 2013年8月19日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

(○) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人(外資系を含む。)に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：投資促進戦略又は産業振興戦略に係る各種調査

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

( ) (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

(○) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

#### (2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

#### (3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（ミャンマー及びその他全途上国）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年8月23日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ( ) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(MMK1 = 0.102 円 , US\$1 = 98.10 円 , EUR1 = 130.10 円)

## 第8 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加算し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加算します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/経済・産業分析  
投資促進政策  
産業戦略・投資ポテンシャル分析 1

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

9.74 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年9月13日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の経験・能力
- ②本件業務の実施方針
- ③業務主任者及び業務従事者の経験・能力

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

## 第9 その他

### 1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html))

#### (3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

#### (4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

## 7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

### (2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

### (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

### (4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

## 8 本体事業からの排除

以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以 上

## (補足説明)

### 1. プロポーザル提出様式の変更について

- (1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

### 2. 契約変更手続きについて

#### (1) 要員計画の確定・変更

##### ● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

##### ● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

##### ● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

#### 【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

#### (2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

#### (3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き



●変更により契約金額が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

ミャンマー国外国投資促進計画策定調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制 (本邦/現地)	4.00	
2. 本件業務の実施方針	(30.00)	
(1) 業務指示書の理解度	3.00	
(2) 業務方針的確性	9.00	
(3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等	12.00	
(4) 要員計画の妥当性	6.00	
(5) その他 (実施設計・施工監理体制)		
(6) 業務主任者によるプレゼンテーション (業務方針的確性、現実性等)		
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1)業務主任者の経験・能力 総括/経済・産業分析	(30.00)	(24.00)
イ 類似業務の経験	12.00	10.00
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	3.00	2.00
ハ 語学力	5.00	4.00
ニ 業務主任者としての経験及び評価	6.00	5.00
ホ その他学位、資格等	4.00	3.00
ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション (専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等)		
2)業務管理グループの管理体制	-	(6.00)
イ 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力	(30.00)	
1) 担当事項： 投資促進政策	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
2) 担当事項： 産業戦略・投資ポテンシャル分析 1	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
3) 担当事項：	( )	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
4) 担当事項：	( )	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

## 第2 業務の目的、内容に関する事項

### 1 業務の背景

ミャンマー国においては2011年3月の新政権発足以降、民主化、法の支配の強化、経済の改革、国民の和解等の諸課題への取り組みが進められ、民間セクターによる経済活動が活発化している。また、ミャンマー・我が国間においては日・ミャンマー投資協定の早期署名に向けた取り組み、ティラワ経済特別区（SEZ）開発のための協力覚書への署名等貿易・投資を含めた経済関係の強化が図られている。

外国投資の観点では2012年11月に新たな外国投資法が成立し、法人税免税期間の延長等の投資優遇措置の拡大、禁止・規制対象事業、出資比率規制等外国投資に関する基本的な枠組みが定められた。また、2013年1月には外国投資法の施行細則が公表され、規制事業（外国投資禁止21分野、ミャンマー国民との合弁によって許可される42分野等）が明確化された。

ミャンマーにおいては国家総合開発計画（National Comprehensive Development Plan (NCDP)）（2011-2031）が策定中であり、同長期計画の遂行にあたり外国投資の活用を図るべく、国家計画・経済開発省投資企業管理局（the Directorate of Investment and Company Administration (DICA)）は「長期投資促進計画（Long Term Investment Promotion Plan (LTIPP)（仮称）」の策定を検討している。

本調査はDICAによるLTIPP策定を支援しつつ、FDIの現状・課題整理、周辺諸国のFDI活用戦略の分析、ミャンマーの産業の強み・課題の分析等を行うとともに、ミャンマー国関係者との協議を行い、本分野の現状の把握と今後の方向性を導くもの。なおLTIPPは本来的にはNCDPと同じタイミングで策定すべきであったところ、早期作成が必要となっている。

### 2 業務の目的

本業務はミャンマーのLTIPPの策定を通じ、同国の投資促進に向けての現状と今後の方向性を明らかにすることを目的とする。具体的な内容は以下の通り。

- (1) FDIの現状整理及び課題分析
- (2) FDIに関する政策・法令の整理
- (3) 産業及び各地域（region及びstate）について、強みと課題、成長機会と脅威の分析
- (4) 周辺諸国のFDI活用戦略・政策の整理及び効果の評価・分析
- (5) 上記分析を踏まえた、NCDP達成のためのLTIPP（含む投資促進の責任部局としてのDICAの組織能力向上計画）の策定、ミャンマー側との協議を踏まえた計画の最終化

### 3 業務の対象地域

ヤンゴン、ネピドー、他地方都市

### 4 業務の範囲

本業務は、「2 業務の目的」を達成するため、「5 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6 業務の内容」に示す事項の活動を行うとともに、「7 成果品等」に示す報告書を作成するものである。

### 5 実施方針及び留意事項

#### (1) ミャンマー国政府方針との整合性の確保

NCDPの内容を把握しつつ、同計画と整合性の取れる計画を策定する。また、ミャンマー国開発のための四つの原則（1. 農業の発展と工業化、2. 7州7管区における均衡があり、貧困層に配慮した開発、3. 包摂的な開発、4. 質の高い統計）を踏まえた計画策定を行う。特に、ヤンゴンだけでなく地方の現状・課題・可能性を十分に踏まえ、海外投資を活用した地方開発を検討する。

#### (2) 効率的な業務実施による2013年11月中の第一次ドラフト提出

ミャンマー側からは2013年11月中のLTIPPの提出が強く求められていると同時に、情報収集中心の調査ではなく「提案」をベースとした対話が希望されている。このため既存情報（含むJICA調査等）を十分に活用し、国内事前準備期間においてLTIPPの「仮説」を検討した上で、業務を開始するとともに、2013年11月中の第一次ドラフトを作成する。

なお、FDI関連の法令に関しては、法令研究として掘り下げる目的ではないため、概要及び体系の整理に留める。

#### (3) 現実性のある産業戦略の検討

ミャンマー国政府の掲げる重点産業について、各産業の成長戦略の妥当性、必要な投資戦略を検証する。当該業務あたってはタイ、ベトナムなど周辺諸国の産業政策・投資戦略の事例を具体的に検証し、ミャンマーへの示唆を抽出する。

また、ASEAN経済統合の動きなども踏まえ、周辺諸国との比較において、ミャンマーの強みとなる産業をどう育成するかを十分に検討する。

第一次産業及び鉱業を含める場合は、ミャンマー国内における付加価値創造活動の増大につながるかを検討するとともに持続可能な開発に留意する。

#### (4) ミャンマー国政府との対話に基づく計画

ヒアリングと情報収集の結果をまとめて日本側で案を固めるのではなく、現地政府あるいは周辺国の企業や起業家と議論し、内容に反映しつつ、策定作業を行う。なお、調査の過程でミーティングやワークショップなどを実施する際は、簡潔で分かりやすくインパクトのあるプレゼンテーションに留意する。

#### (5) 実効性の担保

総花的にTo Do ListあるいはWish Listを並べるのではなく、時間の流れとストーリーが展望できる計画が作成されるよう留意する。特に計画達成の為のアクションプラン（含む責任者・期限）を作成するとともに、ミャンマー側による当該アクションのフォローアップメカニズムを検討する。

#### (6) 日本企業のニーズの確認

日本企業の関心や強みを考慮し、日本の官民の投資促進に資する政策を検討する（注：他国の投資を排除するものではない）。また、調査の過程において東京でセミナーを開催し、投資家候補の意見の把握を行う。

#### (7) 調査対象機関

DICAをカウンターパートとし、DICAが組成（予定）のタスクフォース（TF）を構成する省庁（国

家計経済開発省、農業灌漑省、工業省、商業省、鉱業省、エネルギー省、畜水産省、環境保護省、電力省、ホテル観光省、財務省（予算局、歳入局、関税局）等）及び各地方政府を調査対象のミャンマー政府関係とする。

その他、他ドナー（世銀、ADB、GIZ、USAID、EU、ASEAN 諸国、AUSAID 等）、民間経済団体（UMFCCI）及び地場企業、ミャンマーへの進出・投資が見込まれる外国企業、地場金融機関、外資系金融機関、投資ファンド、損保会社、日本商工会議所（JCCY）、会計事務所、法律事務所等も調査対象とする。

## 6 業務の内容

以下に JICA が想定する業務の流れを記載する。コンサルタントはより効果的、効率的に本業務の目的を達成する方法があれば、プロポーザルにて提案する。

### (1) 既存情報の収集・整理・分析及び LTIPP の仮説検討

(ア) 各種文献（含む政策・法令、周辺諸国の事例研究）の把握・マクロデータ分析による事前調査、(イ) 都市部／地方部における海外投資ポテンシャルにかかる机上分析及び現地調査手法の検討、(ウ) LTIPP の仮説（以降の調査を効率的に進めるためのたたき台となるもの）立案を行い、インセプション・レポート（案）をまとめる。インセプション・レポート（案）は、JICA 産業開発・公共政策部のコメントをもとに修正し、承認を得て完成させる。

### (2) 第一次現地調査

T F にてインセプション・レポートを発表するとともに、LTIPP の仮説についてのミャンマー国政府との議論を行い成果品のイメージの共有および「仮説」のフレームワークについての協議を行う。

海外投資を活用した地方開発についてはミャンマー側と議論を行い、対象州の検討を行うとともに、地方出張の必要性を協議する。地方出張が必要となる場合は、ミャンマー政府アレンジに基づき、地方行政機関、商工会議所等ヒアリングを実施する。

対象業種については、ポテンシャル・インパクト等の観点から調査団で検討を行いつつ、ミャンマー政府との協議を踏まえて、業種の絞り込みを行う。

ミャンマー政府との協議結果を踏まえつつ、情報収集を行う。情報収集に当たっては産業開発/地方開発ポテンシャル分析等における現地再委託調査を可とする。

### (3) 第一次国内作業

現地調査の結果を踏まえて、ミャンマーの産業及び各地域（region 及び state）について、現状の整理、強みと課題、成長機会と脅威の分析を行い、産業戦略と FDI ポテンシャル（例）を検討する。

同検討を踏まえ、LTIPP（仮説）の見直し・補強を行い、2013 年 11 月中に LTIPP 第一次ドラフト案を作成のうえ、JICA 産業開発・公共政策部に提出し、コメントに基づき改訂を行う。

### (4) 第二次現地調査

2013 年 11 月中に LTIPP についてミャンマー政府と議論を行い、同仮説を修正するとともに、LTIPP 第一次ドラフトに反映する。同一次ドラフトが本件調査の成否を左右する要素を有しているところ、ミャンマー側への説明に先立ち、調査団から JICA に対してプレゼンテーションを実施し、フィードバックを踏まえたうえで、DICA への説明、ミャンマー国 T F への発表・協議を実施する。

なお、第一次ドラフト案の DICA に説明は 2013 年 11 月末までに完了する。また、LTIPP 第一次ドラフトを具体化するために産業開発/地方開発ポテンシャル分析等に係る追加調査・関係者との協議

を実施する。

(5) 第二次国内作業

現地調査の結果を踏まえて、LTIPP（仮説）について更なる仮説検証を行うとともに、第二次ドラフトを作成のうえ、JICA 産業開発・公共政策部に提出し、コメントに基づき改訂を行う。

(6) 第三次現地調査

第二次ドラフト発表をヤンゴン、ネピドーで発表し、ミャンマー政府、TF 及び他ドナー・官民などステークホルダーとの協議を行う

(7) 第三次国内作業

DICA 職員を日本に招聘しつつ、東京においてインテリム・ワークショップを開催し、本邦の投資家候補の意見の把握を行う。同ワークショップを踏まえて、二次ドラフトを見直し、ドラフトファイナルを作成のうえ、JICA 産業開発・公共政策部に提出し、コメントに基づき改訂を行う。

(8) 第四次現地調査

DICA に対しドラフトファイナルを説明・協議するとともに、TF における最終協議を実施し、ヤンゴン・ネピドーでドラフト・ファイナル・レポートを発表する。

(9) 第四次国内作業

ファイナル・レポートを作成し、JICA 産業開発・公共政策部に提出する。

7 成果品等

(1) 報告書

本調査において、次の報告書を JICA へ提出する。なお、本調査の成果品は以下のとおりである。

【報告書】

レポート名	提出時期	部数など
インセプション・レポート (兼業務計画書)	2013 年 10 月上旬	和文 10 部 (簡易製本) 英文 30 部 (簡易製本)
LTIPP 第一次ドラフト	2013 年 11 月中旬	和文 10 部 (簡易製本) 英文 30 部 (簡易製本)
LTIPP 第二次ドラフト	2013 年 12 月下旬	和文 10 部 (簡易製本) 英文 30 部 (簡易製本)

ドラフト・ファイナル・レポート	2014年2月中旬	和文10部（簡易製本） 英文30部（簡易製本）
ファイナル・レポート	2014年3月上旬	和文10部（簡易製本） 英文30部（簡易製本） CD ROM 2枚

(2) 報告書の仕様

報告書の仕様（印刷・製本及び電子化の仕様）は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照し、製本する。

(3) 報告書作成にあたっての留意点

- ア 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じ図や表を活用する。また、英文等の外国語についてもネイティブ・スピーカー等によるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。報告書本文中で使用されるデータおよび情報については、その出典を明記する。
- イ 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適用年月日および略語表を目次の次の頁に記載する。
- ウ 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるよう工夫を施す。

(4) 現地再委託調査の成果品

現地再委託にて実施した業務結果については、業務完了報告書提出時に現地委託業務報告書を提出する。

(5) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員又は分任監督職員に提出する。

(6) 収集資料

調査終了時に契約期間中に収集した資料、データおよびリスト一式（機構図書館の定型様式）を提出する。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1 調査の工程

##### (1) 業務実施期間

本調査は、2013年9月下旬に開始し、2014年3月中旬の終了を目途とする。

#### 2 業務量の目処及び業務従事者の構成

##### (1) 業務量の目処

業務量は、下記を目処とし、効率的、かつ効果的な実施方法を提案する。

合計：14.95M/M

##### (2) 業務従事者の構成

本業務には以下に示す各分野の担当事項を担当する団員が参加することを想定している。なお、上記の業務量を超えない範囲において担当分野の変更・追加または統合・分離が必要と考えられる場合は、明確な理由とともにプロポーザルにて提案する。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

7. 総括／経済・産業分析（1～2号）

4. 投資促進政策（2～3号）

ウ. 産業戦略・投資ポテンシャル分析1（農産加工を含む製造業分野）（3号）

エ. 産業戦略・投資ポテンシャル分析2（観光分野を含むサービス業）

オ. 産業戦略・投資ポテンシャル分析3（その他有望産業）（※）

※第一次、第二次現地調査の結果、ミャンマー側のニーズに合わせて産業戦略・投資ポテンシャル分析の分野を指定・変更する場合があります。

#### 3 現地再委託

現地再委託は「6 業務の内容」(2)及び(4)の産業開発/地方開発ポテンシャル分析等については当該業務について経験・知見を豊富に有する現地機関・コンサルタント等に現地再委託して実施することを提案できるものとする。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行う。その経費は本見積りに含めること。

#### 4 参考資料

##### (1) 配布資料

###### (ア) NCDP関連資料

“Framework for Economic and Social Reforms -Policy Priorities for 2012-15 towards the Long-Term Goals of the National Comprehensive Development Plan “

###### (イ) 各種産業についての報告書

OECD “Investment Policy Review Myanmar Preliminary Findings (DRAFT)”



- (ウ) MYANMAR CENSUS OF AGRICULTURE 2010 FAO
- (エ) 農業灌漑省「Myanmar Agriculture in Brief 2012」(2012)
- (オ) 畜水産省水産局「Fishery Statistics」(2011)
- (カ) 国家計画経済開発省「Livestock and Fisheries Statistics (2008-2009)」(2010)

## (2) 閲覧資料

- (ア) JETRO: ミャンマー国新外国投資法(仮訳)

<http://www.jetro.go.jp/world/asia/mm/pdf/newinvestlaw1.pdf>

## 【経済全般】

- (イ) “Myanmar’s moment: Unique opportunities, major challenges” (McKinsey & Company, 2013)  
[http://www.mckinsey.com/insights/asia-pacific/myanmars\\_moment](http://www.mckinsey.com/insights/asia-pacific/myanmars_moment)
  - (ウ) EIU: “Myanmar Still on course”  
<http://country.eiu.com/article.aspx?articleid=500651834&Country=Myanmar&topic=Economy#>
  - (エ) UN ESCAP: “Myanmar: Opening Up to Its Trade and Foreign Direct Investment Potential”  
[http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract\\_id=2247006](http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=2247006)
  - (オ) IMF: “Myanmar: Staff-Monitored Program”  
<http://www.imf.org/external/pubs/cat/longres.aspx?sk=40248.0>
  - (カ) The World Bank: Republic of the union of Myanmar – Public financial management performance report  
<http://documents.worldbank.org/curated/en/2013/05/17718288/republic-union-myanmar-public-financial-management-performance-report-vol-1-2-executive-summary>  
<http://documents.worldbank.org/curated/en/2013/05/17718311/republic-union-myanmar-public-financial-management-performance-report-vol-2-2-full-report>
  - (キ) みずほ総合研究所: 本格化するミャンマーの経済改革  
<http://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/as121005.pdf>
  - (ク) 三菱東京UFJ銀行: 経済情報(注目度を増すCLM諸国)  
[http://www.bk.mufg.jp/report/ecoinf2013/report\\_CLM\\_20130619.pdf](http://www.bk.mufg.jp/report/ecoinf2013/report_CLM_20130619.pdf)
- ## 【製造業】
- (ケ) Forbes: “Can Manufacturing Succeed in Myanmar?”  
<http://www.forbes.com/sites/connorconnect/2012/10/18/can-manufacturing-succeed-in-myanmar/>
  - (コ) Forbes: “Myanmar, The Last Frontier?”  
<http://www.forbes.com/sites/connorconnect/2012/11/09/myanmar-the-last-frontier/>
  - (サ) The Wall Street Journal: “Coke and Unilever Invest \$1 Billion in Myanmar”  
<http://online.wsj.com/article/SB10001424127887324423904578525140634650424.html>
  - (シ) JETRO: 「多分野に広がる日本企業の投資」(ジェトロセンサー 2012年3月号)  
[http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000833/kh-la-mm\\_manufacturing.pdf](http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000833/kh-la-mm_manufacturing.pdf)
  - (ス) JETRO: 「ミャンマー 製造メーカーの進出に遅れ」(ジェトロセンサー 2012年2月号)  
[http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07001168/mm\\_manufacture.pdf](http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07001168/mm_manufacture.pdf)
  - (セ) 大和総研: 「ミャンマーでの製造・販売コストはタイよりも高い?」  
[http://www.dir.co.jp/consulting/asian\\_insight/20130606\\_007281.html](http://www.dir.co.jp/consulting/asian_insight/20130606_007281.html)

(ソ) 中小企業基盤整備機構：「ミャンマーの投資環境—マンダレー工業団地と縫製産業を中心に」  
<http://www.smrj.go.jp/keiei/kokurepo/kaigai/056712.html>

【観光】

(タ) ADB: “Myanmar Unveils \$500 Million Tourism Plan”  
<http://www.adb.org/news/myanmar-unveils-500-million-tourism-plan>

【エネルギー】

(チ) EIU: “Myanmar: Energy Boom?”  
<http://country.eiu.com/article.aspx?articleid=640708248&Country=Myanmar&topic=Economy#>

(ツ) World Economic Forum: “New Energy Architecture: Myanmar”  
[http://www3.weforum.org/docs/IP/2013/EN/WEF\\_New\\_Energy\\_Architecture\\_Myanmar.pdf](http://www3.weforum.org/docs/IP/2013/EN/WEF_New_Energy_Architecture_Myanmar.pdf)

【インフラ】

(テ) KPMG: “Opportunities await investors in Myanmar’s Infrastructure Sector”  
<http://www.kpmg.com/mm/en/events/wef-eastasia-2013-myanmar/pressroom/pages/pressrelease-30may2013-02.aspx>  
<http://www.kpmg.com/mm/en/IssuesAndInsights/ArticlesPublications/Pages/Infrastructure-in-Myanmar.aspx>

(ト) EIU: “Better run through the jungle”  
<http://www.economist.com/node/21581660>

【農業】

(ナ) LIFT “Baseline Survey Results, July 2012”  
<http://www.lift-fund.net/downloads/LIFT%20Baseline%20Survey%20Report%20-%20July%202012.pdf>

(ニ) JICA 関連報告書：JICA 図書館蔵書検索ページ (<http://libopac.jica.go.jp/>) にて下記報告書タイトルにて検索可能ですので参照ください。

- ・「ミャンマー国 中央乾燥地における貧困削減のための地域開発計画調査最終報告書」(2010)
- ・「ミャンマー連邦 農業普及人材育成プロジェクト終了時評価調査報告書」(2010)
- ・「農民参加による優良種子増殖普及システム確立計画プロジェクト詳細計画策定調査報告書」(2010)
- ・「ミャンマー国 農業機械化に関する情報収集・確認調査ファイナルレポート」(2012)

【他国FDI】

(ヌ) IDE-JETRO “Policy Review on Myanmar Economy - Why Myanmar Can Learn on FDI from Other East Asian Countries: Positive and Negative Effects of FDI ”  
<http://www.ide.go.jp/English/Publish/Download/Brc/PolicyReview/pdf/06.pdf>

(ネ) IDE-JETRO “Policy Review on Myanmar Economy - Vietnam’s Experience with FDI Promotion: Implication for Myanmar”  
<http://www.ide.go.jp/English/Publish/Download/Brc/PolicyReview/pdf/03.pdf>

【参考】

・OECD “Multi-dimensional Review of Myanmar” ウェブで購入が可能です。  
<http://www.oecdbookshop.org/oecd/display.asp?lang=EN&sf1=identifiers&st1=5k46jx415nkb>

・ADB “Myanmar: Transport Sector Initial Assessment” ウェブで購入が可能です。

<http://www.adb.org/documents/myanmar-transport-sector-initial-assessment>

## 5 その他

### (1) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA ミャンマー事務所、在ミャンマー日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れると体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

以上

